



平成 29 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 AKIBA ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 馬場 正身
(JASDAQ・コード番号 6840)
問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英
(TEL. 03-3541-5068)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、平成 29 年 7 月 31 日、当社グループにおける不適切な会計処理に関する第三者委員会からの調査報告書を開示するとともに、過年度の決算短信等の訂正を開示いたしました。

本件に関して、当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 29 年 11 月 15 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成 29 年 7 月 31 日付で当社グループにおける不適切な会計処理に関する第三者委員会からの調査報告書及び過年度の決算短信等の訂正を開示いたしました。

これらにより、以下の問題が明らかになり、当社が平成 28 年 3 月期から平成 29 年 3 月期第 3 四半期までの決算短信等について、虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

- ・当社の連結子会社の一つにおいて、当社の元取締役が取引先との間で複数の架空取引を行い、不正な売上及び仕入れを計上していたこと、また、取引先へ支払った資金の一部を元取締役自身へ還流させていたこと
- ・当社において、取引先への支払いを経由することで当該元取締役に役員報酬の補填を行っていたこと
- ・当社の別の連結子会社において、当社の別の取締役が、子会社の期間損益を平準化する目的で架空の売上や売上原価、営業費用を計上し、訂正対象期間の利益額を操作していたこと

こうした開示が行われた背景として、当社においては、社外取締役を除く全ての取締役が本件取引のいずれかに関与しており、取締役のコンプライアンス意識が欠如していたこと、当該二つの子会社では、元取締役や取締役が直接指図して本件取引を実行しており、通常の内部統制による管理が不能であったこと、さらに、取締役の行為を監視すべき別の取締役や一部の監査役においてもコンプライアンス意識が欠如しており、牽制機能や監査機能が有効に機能していなかったといった内部管理体制の不備が認められました。

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。

以 上